

第79回 定時株主総会 招集ご通知

▶ 開催日時

2024年6月25日（火曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

▶ 開催場所

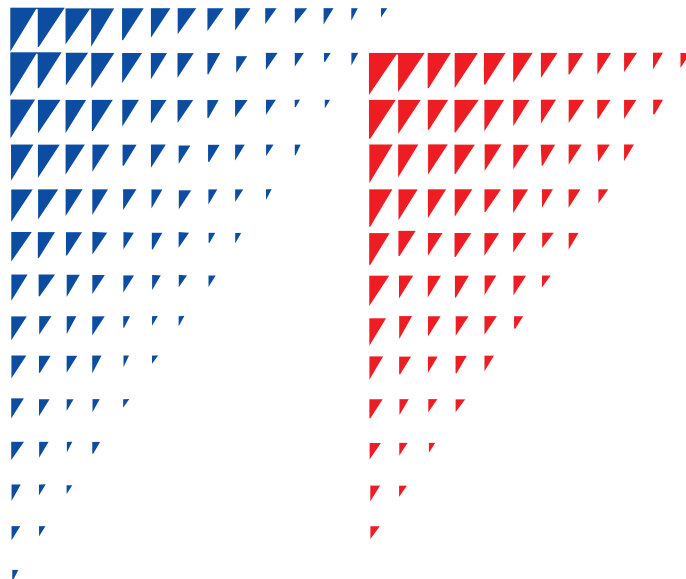
茨城県水戸市南町二丁目6番10号
当社水戸支店 7階会議室

郵送及びインターネットによる議決権行使期限

2024年6月24日（月曜日）午後5時まで

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

証券コード：8622



「スマート行使」と「ネットで招集」で
議決権行使が簡単・便利に

「ネットで招集」について、詳しくは5頁をご参照ください。

<https://s.srdb.jp/8622/>



Provided by TAKARA Printing



ご挨拶

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。ここに、第79回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

当事業年度の国内株式市場は、東証の低PBR企業に対する改善要請、米著名投資家の日本株への追加投資検討や円安傾向などを背景に堅調なスタートとなりました。6月から年末まではボックス圏で推移したものの、2024年に入り、生成AIへの期待を背景とした米ハイテク株高や更なる円安の進行、新NISAのスタートなどを受けて大幅に上昇し、日経平均株価は史上最高値を更新後、初の40,000円台乗せとなり、年度末にかけて力強い動きとなりました。

このような好調な相場環境を背景に、個人投資家の皆さまの株式投資への関心が高まる中、夏と冬の2回にわたり全店で大規模な経済講演会を開催するなど、リテールならではの強みを活かし、お客さまに寄り添った資産形成のサポートを行うことを心掛けました。

今後も、お客さまのライフプランの実現に貢献することを軸に、プライム市場上場企業として、コーポレート・ガバナンスの充実や、サステナビリティへの取り組みなどを積極的に進め、引き続き企業価値向上に努めてまいりますので、株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 小林 克徳

経営理念

水戸証券は、顧客・株主・社員にBESTをつくる企業でありたい

行動指針

CHALLENGE TOGETHER

- 変化に挑戦しよう
- 成果に挑戦しよう
- 自己に挑戦しよう

コーポレートスローガン Humanilation — 信頼のきずな —

証券コード 8622
2024年 5月28日

株 主 各 位

東京都文京区小石川一丁目1番1号
水戸証券株式会社
代表取締役社長 **小林 克徳**

第79回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第79回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
「第79回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.mito.co.jp>



「ネットで招集」ウェブサイト <https://s.srdb.jp/8622/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載
しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（水
戸証券）又はコード（8622）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を選択の上、ご
確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができま
すので、お手数ですが後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に
議案に対する賛否を表示され、折返しご返送くださるか、スマート行使又は議決権行使ウェブサイト
[\(https://soukai.mizuho-tb.co.jp/\)](https://soukai.mizuho-tb.co.jp/) より**2024年 6月24日（月曜日）午後5時まで**に議決権をご行
使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月25日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2. 場 所 茨城県水戸市南町二丁目6番10号 当社水戸支店 7階会議室

3. 目的事項 **報告事項** 第79期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任
の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内 次頁【議決権の行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 書面交付請求されていない株主さまには、本招集ご通知のみをご送付しております。
- 書面交付請求された株主さまには、電子提供措置事項記載書面をご送付しております。
- 電子提供措置事項のうち、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の整備に関する事項、株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求された株主さまへご送付している書面には記載しておりません。従って、書面交付請求された株主さまに対してご送付している書面は、監査報告を作成するに際して、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

▶ 議決権の行使についてのご案内

スマートフォンによる議決権行使



議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにごログインすることができます。

詳しくは5頁をご覧ください。

行使期限

2024年6月24日(月曜日) 午後5時まで

パソコンによる議決権行使



パソコンからの議決権行使は、下記の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

詳しくは6頁をご覧ください。

行使期限

2024年6月24日(月曜日) 午後5時まで

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

詳しくは6頁をご覧ください。

行使期限

2024年6月24日(月曜日) 午後5時必着

株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

※代理人による議決権行使は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会に出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

株主総会
開催日時

2024年6月25日(火曜日) 午前10時開催

(受付は9時に開始いたします)

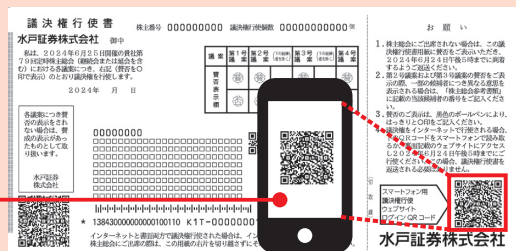


スマートフォンによる議決権行使

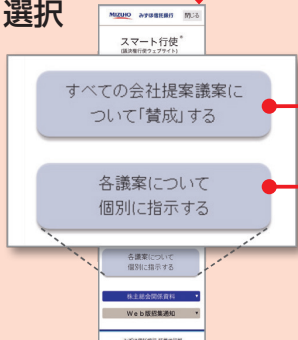
行使期限 2024年6月24日(月曜日)午後5時まで

STEP 1 QRコードを読み取る

お手元の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンやタブレット端末で読み取る

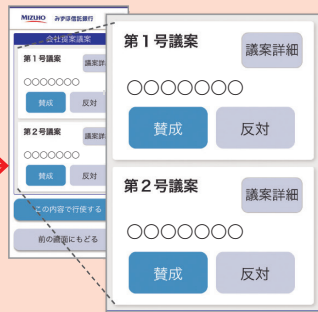


STEP 2 議決権行使方法を選択



議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選択

STEP 3 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

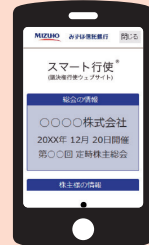
画面の案内に従って
行使完了です。

「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。 ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

「ネットで招集」からも「スマート行使」にアクセスいただけます。

「ネットで招集」の「スマート行使」ボタンを選択すると、お手元の端末のカメラが起動します。そこから議決権行使書用紙のQRコードを撮影しても、「スマート行使」へアクセスいただけます。

アクセスはこちら





パソコンによる議決権行使

行使期限 2024年6月24日(月曜日)午後5時まで

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>
 をご利用いただくことによってのみ可能です。



議決権行使ウェブサイト
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

又は

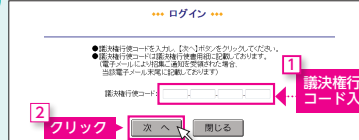
議決権行使 みずほ

検索

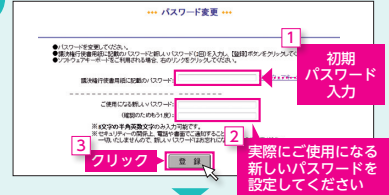
STEP 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス



STEP 2 ログイン



STEP 3 パスワードの変更



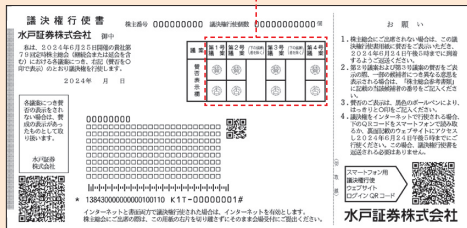
以降は、画面の案内に従って
 賛否をご入力願います。



書面による議決権行使

行使期限 2024年6月24日(月曜日)午後5時必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示され、行使期限までに到着するようにご返送ください。



→こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

【第1号議案・第4号議案】

賛成の場合 ⇒ 「賛」の欄に○印

否認する場合 ⇒ 「否」の欄に○印

【第2号議案・第3号議案】

全員賛成の場合 ⇒ 「賛」の欄に○印

全員否認する場合 ⇒ 「否」の欄に○印

一部の候補者を

否認する場合 ⇒ 「賛」の欄に○印をし、
 否認する候補者の番号を記入

お問い合わせ先について インターネットによる議決権行使で、パソコンの操作方法等がご不明の場合は、下記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524 (受付時間 9:00~21:00 土・日・休日を除く)



ご注意

- 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- パスワード(株主さまが変更されたものを含みます。)は今回の総会のみ有効です。次回株主総会時は新たに発行いたします。
- インターネット接続に係る費用は株主さまのご負担となります。

議決権電子行使プラットフォームについて (機関投資家の皆さま)

管理信託銀行等の名義株主さま(常任代理人さまを含みます。)につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合は、当該プラットフォームによる議決権行使が可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社の配当政策は、株主の皆さまにBESTをつくすという経営理念に基づき、配当性向50%程度を基本に、継続性や純資産の状況その他の経営判断を考慮し、実施することを方針としております。

この方針に基づいて検討した結果、当期の期末配当金につきましては1株につき14円とさせていただきたいと存じます。これにより、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金10円を含め、1株につき24円となります。

1. 配当財産の種類 金銭

2. 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき 金 **14**円

総 額

911,690,514円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年 **6** 月 **26**日

当社は、株主の皆さまへの利益還元を経営上の重要課題の一つと位置付けており、第六次中期経営計画期間（2023年3月期から2025年3月期）の3期においては、これまでご支援を頂いた株主の皆さまに感謝の意を表するとともに、現在の純資産の状況等を踏まえ、1株当たり年間配当金の下限を20円とすることとしております。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名全員は、本総会終結の時をもって任期が満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いしたいと存じます。

監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価した上で、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社に おける地位	取締役 在任年数	取締役会への出席状況
1	こ ばやし かつ のり 小 林 克 徳 再 任	代表取締役 社長	6 年	取締役会 18回/18回
2	うお づ とおる 魚 津 亨 再 任	代表取締役 副社長	11 年	取締役会 18回/18回
3	す だ やす ゆき 須 田 恭 通 再 任	常務取締役	4 年	取締役会 18回/18回
4	け づか てつ や 毛 塚 徹 也 新 任	—	—	—
5	すが はら しょう じ 菅 原 昭 仁 新 任	—	—	—
6	せ がわ あきら 瀬 川 章 再 任 社 外 独 立	社外取締役	4 年	取締役会 18回/18回
7	こ いわい とし ひこ 小 祝 寿 彦 再 任 社 外 独 立	社外取締役	2 年	取締役会 18回/18回

1

こ ばやし かつ のり
小林 克 徳

生年月日 1976年7月12日生

再 任



▶略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

2005年 4 月 当社入社
 2017年 4 月 当社執行役員
 2018年 6 月 当社代表取締役社長（現任）

所有する当社株式の数

914,440株

取締役会出席状況

18回/18回

取締役候補者
とした理由

小林克徳氏は、営業部門及び、経営企画、営業企画、監査等の本社主要部門で豊富な経験や実績を有し、代表取締役社長就任後は、従来の経営方針を踏襲しつつも多方面で独白色を示すなど、当社全体を強い求心力で牽引しております。当社が今後も継続的に発展する上で、同氏の幅広い視野や企業経営者としての経験と実績に基づく柔軟な発想力、的確な分析力、強いリーダーシップが必要不可欠と考えられることから、当社の取締役として適任であると考えます。

2

うお つ とおる
魚 津 亨

生年月日 1959年10月1日生

再 任



▶略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

1983年 4 月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
 2013年 4 月 株式会社みずほコーポレート銀行
 （現株式会社みずほ銀行）執行役員
 2013年 5 月 当社入社常勤顧問
 2013年 6 月 当社常務取締役
 2015年 4 月 当社取締役副社長
 2018年 6 月 当社代表取締役副社長（現任）
 2022年 6 月 当社法人営業部、地域法人部、経営企画部、コンプライアンス部、審査部、業務指導部管掌（現任）

所有する当社株式の数

40,400株

取締役会出席状況

18回/18回

取締役候補者
とした理由

魚津亨氏は、銀行での豊富な経験、財務・会計や金融知識を活かした高い業務遂行力に加え、法制度も多岐に亘り熟知しております。また、経営企画部管掌として中期経営計画や年度計画の策定において実績をあげてきたほか、内部管理統括責任者として当社のガバナンス体制の構築に欠かせない存在でもあります。今後も、取締役会において経験や知見を活かすことにより、取締役会の意思決定機能の更なる強化が期待できることから、当社の取締役として適任であると考えます。

3 須田 恭通

生年月日 1962年4月17日生

再任



▶略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

1986年4月 当社入社
 2016年4月 当社執行役員
 2020年6月 当社取締役
 2023年4月 当社営業第一・営業第二ブロック、ウェルスマネジメント部、営業企画部、カスタマーセンター、引受部管掌（現任）
 2023年6月 当社常務取締役（現任）

所有する当社株式の数

24,000株

取締役会出席状況

18回/18回

取締役候補者 とした理由

須田恭通氏は、個人営業では複数店舗で支店長を経験し営業現場を熟知、支店経営に尽力してきました。また本社部門では投資情報部長及び営業ブロック長として当社のマーケット対応力の強化及び安定収益基盤の強化にリーダーシップを発揮しました。2020年からは営業管掌の取締役として営業部門を適切に牽引しており、当社の取締役として適任であると考えます。

4 毛塚 徹也

生年月日 1965年10月5日生

新任



▶略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

1990年4月 当社入社
 2020年4月 当社執行役員（現任）
 2020年6月 当社営業企画部、カスタマーセンター、ウェルスマネジメント部担当
 2021年6月 当社経営企画部、財務部担当
 2024年4月 当社財務部担当（現任）

所有する当社株式の数

13,700株

取締役会出席状況

—

取締役候補者 とした理由

毛塚徹也氏は、会社の中核である営業企画部、経営企画部を経験後、カスタマーセンター長、商品企画部長、経営企画部長として業務を牽引し、その後執行役員として2020年からは営業企画部、カスタマーセンター、ウェルスマネジメント部担当、2021年からは経営企画部、財務部担当として中心的な役割を果たしてまいりました。今後も幅広い分野における経験や知見、高い分析力や俯瞰力は当社の企業価値向上に向けて必要不可欠であると考えことから、当社の取締役として適任であると考えます。

5

すがはらしょうじ

菅原昭仁

生年月日 1967年 3 月 4 日生

新任



▶略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

- 1991年 4 月 当社入社
- 2020年 4 月 当社執行役員（現任）
当社営業第二ブロック長
- 2021年 4 月 当社営業企画部、ウェルスマネジメント部、カスタマーセンター担当
- 2022年11月 当社営業企画部、ウェルスマネジメント部、カスタマーセンター担当 兼 ウェルスマネジメント部長
- 2023年 4 月 当社営業第一ブロック長
- 2024年 4 月 当社営業ブロック担当（現任）

所有する当社株式の数

30,300株

取締役会出席状況

—

取締役候補者
とした理由

菅原昭仁氏は、入社以来個人営業部門で実績を重ね、業績の向上や人材育成に尽力した後、執行役員営業ブロック長として、営業部門の中心的な役割を果たしました。その後も、営業企画部担当として、様々な営業支援やバックアップ体制を構築するなど、常に営業現場に身を置き直接指揮をとってまいりました。営業現場を知り尽くした経験や知見は、お客さまに金融サービスを提供していく上で必要不可欠であると考えことから、当社の取締役として適任であると考えます。

6

せ
瀨 川あきら
章再任
生年月日

社外

独立
1955年1月22日生

▶略歴、重要な兼職の状況、当社における地位

1977年 4 月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
 2005年 4 月 株式会社みずほコーポレート銀行
 （現株式会社みずほ銀行）執行役員
 2008年 4 月 同行常務執行役員
 2010年 4 月 同行理事
 2010年 6 月 DOWAホールディングス株式会社常勤監査役
 2011年 6 月 同社取締役
 2012年10月 藤田観光株式会社執行役員副社長
 2013年 3 月 同社代表取締役社長
 2019年 3 月 同社会長
 2020年 6 月 当社社外取締役（現任）
 2021年 3 月 藤田観光株式会社特別顧問
 2023年12月 NRS株式会社社内取締役（非常勤）（現任）

所有する当社株式の数

11,200株

取締役会出席状況

18回/18回

▶重要な兼職の状況

NRS株式会社社内取締役（非常勤）

当社の社外取締役に就任してからの年数：4年（本総会終結時）

社外取締役
候補者とした
理由及び
期待される
役割

瀬川章氏は、長年に亘る銀行業界での経験から財務・会計に関して多様で高い見識と能力を有しております。また、藤田観光株式会社の代表取締役社長としての企業経営の経験に基づく知見を有し、当社の経営に対するアドバイスや監督が期待できることから、社外取締役として適任であると考えます。なお、同氏は取引所ならびに当社が定める独立性判断基準のいずれにおいても問題となる事項はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員の資格要件を充たしております。

7 小祝寿彦

再任 社外 独立
生年月日 1956年9月4日生



▶略歴、重要な兼職の状況、当社における地位

1979年 4月 丸三証券株式会社入社
2005年 6月 同社執行役員エクイティ部長
2011年 4月 同社常務執行役員エクイティ本部長
2013年 6月 同社取締役常務執行役員エクイティ本部長、調査部管掌
2014年 5月 同社代表取締役社長
2018年 6月 同社代表取締役会長
2020年 6月 同社相談役
2022年 3月 同社退社
2022年 6月 当社社外取締役（現任）

所有する当社株式の数

6,200株

取締役会出席状況

18回/18回

当社の社外取締役に就任してからの年数：2年（本総会終結時）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

小祝寿彦氏は、丸三証券株式会社に入社以来、複数店舗の営業部長や取締役エクイティ本部長等を経験した後に、同社代表取締役社長に就任しており、証券業界を熟知しております。また、その後の代表取締役会長の期間を含め6年強に亘り同社を牽引するなど、経営者としての豊富な経験を有していることから、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の更なる強化が期待でき、当社の社外取締役として適任であると考えます。なお、同氏は取引所ならびに当社が定める独立性判断基準のいずれにおいても問題となる事項はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員の資格要件を充たしております。

- (注) 1. 各候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
2. 瀬川章氏及び小祝寿彦氏は社外取締役候補者であります。
3. 瀬川章氏、小祝寿彦氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立社外取締役として、株式会社東京証券取引所に届け出ております。両氏が再任された場合は、引き続き両氏を独立社外取締役とする予定です。両氏は当社の定める独立社外取締役の独立性判断基準を満たしております。
4. 当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との責任限定契約について、瀬川章氏及び小祝寿彦氏と、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令が規定する額を上限とする責任限定契約を継続する予定です。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、保険料は全額当社が負担しております。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の期間は2023年9月27日から1年間であり、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における 地位	取締役 在任年数	取締役会・ 監査等委員会への 出席状況
1	いぐち ひで き 井 口 英 樹 再 任	取締役 (監査等委員)	2 年	取締役会 18回/18回 監査等委員会 14回/14回
2	おお にし み よ え 大 西 美世恵 再 任 社 外 独 立	社外取締役 (監査等委員)	2 年	取締役会 18回/18回 監査等委員会 14回/14回
3	うら べ あき こ 浦 部 明 子 新 任 社 外 独 立	—	—	—

(注) 当社は2022年6月24日開催の第77回定時株主総会において監査等委員会設置会社に移行しました。

井口英樹氏の取締役としての在任年数は2年ですが、監査等委員会設置会社への移行前に、4年間監査役として在任していました。

大西美世恵氏の取締役としての在任年数は2年ですが、監査等委員会設置会社への移行前に、1年間監査役として在任していました。

1

井 口 英 樹

生年月日 1961年4月17日生

再 任



▶略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

1985年4月 太平洋証券株式会社
(現三菱UFJモルガン・スタンレー証券) 入社
2001年3月 当社入社
2008年4月 当社執行役員
2015年4月 当社常務執行役員
2018年6月 当社監査役
2022年6月 当社取締役 (監査等委員) (現任)

所有する当社株式の数

28,900株

取締役会出席状況

18回/18回

監査等委員会出席状況

14回/14回

取締役候補者
とした理由

井口英樹氏は、監査、考査、リスク管理、審査といったコンプライアンス業務に精通しており、当社のコーポレートガバナンス体制及び内部統制システムの整備に多大な貢献をしてきました。また、財務及び経営企画に関する知識と経験も有し、2018年の監査役就任後も高い専門性と知見を活かし、当社の経営に対する監査を有効に機能させてきたことから監査等委員である取締役として適任であると考えます。

2

大 西 美 世 恵

再 任 社 外 独 立
生年月日 1959年12月17日生

▶略歴、重要な兼職の状況、当社における地位

1983年4月 日本合同ファインンス株式会社
(現ジャフコグループ株式会社) 入社
1989年3月 税理士登録
1989年4月 会田税務会計事務所 税理士 (現任)
2021年6月 当社社外監査役
2022年6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)

所有する当社株式の数

0株

取締役会出席状況

18回/18回

監査等委員会出席状況

14回/14回

▶重要な兼職の状況

会田税務会計事務所 税理士

当社の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数：2年（本総会終結時）

社外取締役
候補者とした
理由及び
期待される
役割

大西美世恵氏は、税理士として財務・会計に関する専門的知識と豊富な経験を有しており、当社の監査役就任以来、会社から独立した客観・中立的な視点での監査役監査を実施しており、引き続き同様の貢献が期待できることから、当社の監査等委員である社外取締役として適任であると考えます。なお、同氏は取引所ならびに当社が定める独立性判断基準のいずれにおいても問題となる事項はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員の資格要件を充たしております。

3 浦 部 明 子

新 任 社 外 独 立
生年月日 1972年11月29日生



▶略歴、重要な兼職の状況、当社における地位

1997年10月 司法試験合格
2000年 4 月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
虎ノ門南法律事務所弁護士
（現 LM虎ノ門南法律事務所）（現任）
2016年 6 月 株式会社IJTT 社外監査役
2021年 6 月 児玉化学工業株式会社
監査等委員である社外取締役（現任）

所有する当社株式の数

100株

取締役会出席状況

—

監査等委員会出席状況

—

▶重要な兼職の状況

LM虎ノ門南法律事務所 パートナー弁護士
児玉化学工業株式会社 監査等委員である社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

浦部明子氏は、弁護士として法曹界における豊富な経験と法律やコンプライアンスに関する高度な知見を有しており、監査等委員である社外取締役として会社から独立した客観・中立的な視点での監査や、合理的な経営判断及び経営の透明性、健全性確保に貢献できることから、当社の監査等委員である社外取締役として適任であると考えます。なお、同氏は取引所ならびに当社が定める独立性判断基準のいずれにおいても問題となる事項はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員の資格要件を充たしております。

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 大西美世恵氏及び浦部明子氏は社外取締役候補者であります。
3. 大西美世恵氏につきましては、戸籍上の氏名を表記しておりますが、税理士登録上の氏名は會田美世恵であります。
4. 大西美世恵氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立社外取締役として、株式会社東京証券取引所に届け出ております。大西美世恵氏が再任された場合、引き続き独立社外取締役とする予定です。また、浦部明子氏が選任された場合、独立社外取締役として、株式会社東京証券取引所に届け出る予定です。両氏は当社の定める独立社外取締役の独立性判断基準を満たしております。
5. 当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との責任限定契約について、井口英樹氏及び大西美世恵氏と、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令が規定する額を上限とする責任限定契約を継続する予定です。また浦部明子氏の選任が承認された場合は、同責任限定契約を締結する予定です。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、保険料は全額当社が負担しております。なお、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の期間は2023年9月27日から1年間であり、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

ご参考

当社取締役の有する見識及び経験（取締役スキル・マトリクス）

当社では取締役に必要な見識及び経験を以下のとおり定めています。本総会における第2号議案及び第3号議案が承認可決された場合の当社取締役が有する見識及び経験は以下のとおりです。

氏名	役位	性別	企業経営	金融 サービス	財務・会計	法務・ コンプライ アンス
小林 克徳	代表取締役 社長	男性	●	●		●
魚津 亨	代表取締役 副社長	男性		●	●	●
須田 恭通	常務取締役	男性		●		
毛塚 徹也	取締役	男性		●	●	
菅原 昭仁	取締役	男性		●		
瀬川 章	社外取締役	男性	●	●	●	
小祝 寿彦	社外取締役	男性	●	●		●
井口 英樹	取締役 監査等委員	男性		●	●	●
大西美世恵	社外取締役 監査等委員	女性		●	●	
浦部 明子	社外取締役 監査等委員	女性				●

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2022年6月24日開催の第77回定時株主総会において選任いただいた補欠の監査等委員である取締役市川穰氏の選任の効力は、本総会開始の時までとなっておりますので、改めて、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、監査等委員である取締役の補欠として、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとし、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

いちかわ 市川 穰	社 外 独 立 生年月日 1970年9月8日生
	▶ 略歴、重要な兼職の状況、当社における地位 1999年10月 司法試験合格 2001年11月 弁護士登録（東京弁護士会） 2003年 6月 虎ノ門南法律事務所弁護士 （現LM虎ノ門南法律事務所）（現任） 2015年 6月 当社補欠監査役 2022年 6月 当社補欠監査等委員である取締役（現任） ▶ 重要な兼職の状況 LM虎ノ門南法律事務所 パートナー弁護士 所有する当社株式の数 0株
補欠の社外 取締役候補者 とした理由 及び期待され る役割	市川穰氏は、弁護士として法曹界における豊富な経験と法律やコンプライアンスに関する高度な知見を有しています。過去に会社経営に関与しておりませんが、監査等委員の役割を十分に果たすことが期待できることから、補欠の監査等委員である社外取締役として適任であると考えます。なお、同氏は取引所ならびに当社が定める独立性判断基準のいずれにおいても問題となる事項はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員の資格要件を充たしております。

- (注) 1. 候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。
2. 市川穰氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であり、第3号議案が原案どおり承認可決された場合の監査等委員である取締役大西世恵氏及び浦部明子氏の補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。また株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、同氏が当社の定める独立社外取締役の独立性判断基準を満たしております。また、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として、株式会社東京証券取引所に届け出をいたします。
3. 当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との責任限定契約について、市川穰氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、同氏と、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令が規定する額を上限とする責任限定契約を締結する予定です。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、保険料は全額当社が負担しております。なお、市川穰氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の期間は2023年9月27日から1年間であり、次回更新時には同内容での更新を予定しております。



事業報告

2023年4月1日から2024年3月31日まで

1. 会社の現況に関する事項

① 事業の経過およびその成果

当事業年度のわが国経済は、堅調に推移しました。国内総生産（GDP）は7～9月期に名目・実質ともマイナス成長となりましたが、10～12月期には回復し、2023年1～12月における実質GDPは558兆9,210億円と過去最高を更新しました。また、全国消費者物価指数（生鮮食品・エネルギーを除く総合）は上昇率が徐々に鈍化し、消費動向調査は「2人以上の世帯」、「単身世帯」とも態度指数が改善基調となりました。法人企業景気予測調査の国内の景況判断BSIは、大企業・中堅企業の2024年1～3月の「現状判断」、4～6月及び7～9月の「見通し」の全てにおいて「上昇」が「下降」を上回るなど、企業の経営環境も良好な見通しとなりました。米国経済においては、実質GDPが10～12月期まで6四半期連続でプラス成長となり、2024年3月の製造業PMIは2022年10月以来となる「50」を回復するなど米国景気の強さが目立つ状況となりました。一方、欧州経済は実質GDPの伸び率が2022年10～12月期から2023年10～12月期まで5四半期連続で前期比マイナス0.1%からプラス0.1%の範囲内となり、停滞しました。

当事業年度の国内株式市場は、東京証券取引所による低PBR（株価純資産倍率）企業に対する改善要請や、長期の割安株投資で知られる米著名投資家が日本株への追加投資を検討したこと、円安

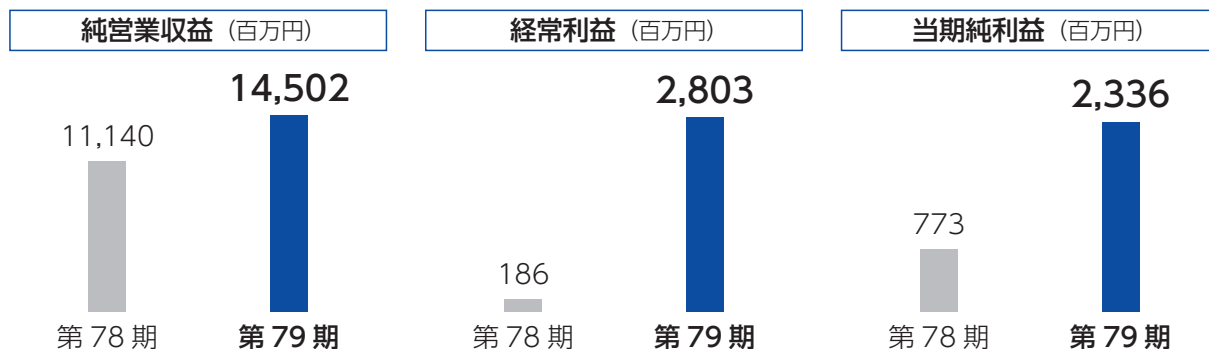
傾向などが追い風となり、6月中旬まで上昇基調となりました。その後、日銀が7月下旬の金融政策決定会合で長短金利操作の運用柔軟化を決めたことや、中国景気の先行き懸念、米長期金利の上昇、原油高などが重荷となり、ボックス圏で推移しました。2024年に入り、生成AIへの期待を背景とした米ハイテク株高や、円安、新NISA（少額投資非課税制度）がスタートしたことなどを受けて大幅に上昇しました。日経平均株価は2月22日に1989年12月29日の高値を上回り史上最高値を更新すると、3月4日には初の40,000円台乗せとなりました。3月19日に日銀がマイナス金利政策の解除を決めた後も当面は緩和的な金融環境が続く見通しとなったことから、再度、上昇する動きとなりました。こうした状況を受けて、当事業年度末の日経平均株価は2023年3月末と比べ44.0%高い40,369円44銭で終了しました。

このような状況の中、当社の戦略商品であるファンドラップの残高は着実に増加し、2024年3月末の預り資産は1,586億円（前期末比125.7%）となりました。

投資信託については、第六次中期経営計画の施策であるポートフォリオ営業を継続推進した事と、堅調な国内外市況を背景に基準価額が上昇したことから、公社債投資信託およびファンドラップを除く期末の預り資産は3,618億円（同 139.7%）となりました。

以上のことから、当事業年度の業績は、営業収益が145億54百万円（前期比 130.0%）と増加し、営業収益より金融費用51百万円（同 91.7%）を控除した純営業収益は、145億 2 百万円（同 130.2%）と増加しました。また、販売費・一般管理費は121億11百万円（同 106.2%）となり、その結果、営業利益は23億91百万円（前事業年

度実績 営業損失 2 億68百万円）、経常利益は28億 3 百万円（前期比 1,505.8%）となりました。特別利益が6 億35百万円（前事業年度実績 8 億 45百万円）、特別損失が6 百万円（同 1 億99百万円）、税金費用が10 億 9 6 百万円（前期比 1,868.6%）となったことから、当期純利益は23億36百万円（同 301.9%）と増加しました。



(1) 受入手数料

当事業年度の「受入手数料」の合計は、127億75百万円（前期比 133.3%）となりました。

イ 委託手数料

「委託手数料」は、57億 4 百万円（同 149.1%）となりました。これは、主に株券委託売買金額が 1 兆868億円（同 148.1%）と増加したことにより、株式の委託手数料が56億79百万円（同 150.1%）となったことによるものです。なお、受益証券の委託手数料は25百万円（同 59.4%）

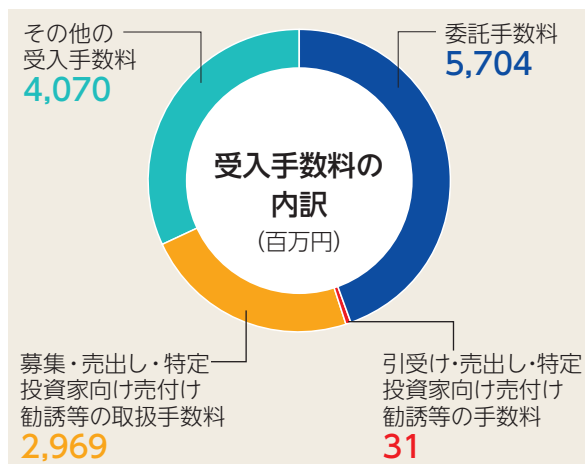
となりました。

ロ 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

「引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料」は、31百万円（同 127.9%）となりました。

ハ 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料、その他の受入手数料

主に投資信託の販売手数料で構成される「募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱



手数料」は、29億69百万円（同 129.1%）となりました。これは、米国の持続的な成長企業の株式に投資をする投資信託や、インドの取引所に上場している中型株式等に投資する投資信託、米国の強固なビジネスモデルにより業績の向上が期待される企業に選別投資を行う投資信託の販売が好調だったことによるものです。また、「その他の受入手数料」は、投資信託の代行手数料やファンドラップ手数料の増加等により40億70百万円（同 118.5%）となりました。

受入手数料の商品別内訳は、次のとおりであります。

区 分	第78期		第79期（当事業年度）	
	(2022.4.1～2023.3.31)	構成比	(2023.4.1～2024.3.31)	構成比
	百万円	%	百万円	%
株 券	3,802	39.6	5,697	44.6
債 券	17	0.2	26	0.2
受益証券	5,731	59.8	7,025	55.0
その他	34	0.4	26	0.2
合 計	9,587	100.0	12,775	100.0

（2）トレーディング損益

当事業年度の「トレーディング損益」は、株券等が13億13百万円（前期比 118.9%）、債券・為替等が1億56百万円（同 57.2%）となり、合計で14億70百万円（同 106.6%）となりました。

（3）金融収支

当事業年度の「金融収益」は、受取利息の増加等により2億82百万円（前期比 139.2%）、「金融費用」は信用取引費用の減少等により51百万円（同 91.7%）で差引収支は2億30百万円（同 157.4%）の利益となりました。

（4）販売費・一般管理費

当事業年度の「販売費・一般管理費」は、「不動産関係費」が減少する一方、営業収益の増加により賞与などの「人件費」が増加したことから、121億11百万円（前期比 106.2%）となりました。

(5) 特別損益

当事業年度の「特別利益」は、「投資有価証券売却益」が6億28百万円（前事業年度実績 8億45百万円）、「金融商品取引責任準備金戻入」が6百万円（同 ー百万円）となりました。「特別損

失」は「減損損失」が6百万円（同 ー百万円）となり、差引6億29百万円の利益（同 6億46百万円の利益）となりました。

② 資金調達の状況

増資・社債の発行等による資金調達は実施しておりません。

③ 設備投資の状況

当事業年度は、主要な設備投資は実施しておりません。

④ 財産および損益の状況

区 分	第76期 (2020.4.1～2021.3.31)	第77期 (2021.4.1～2022.3.31)	第78期 (2022.4.1～2023.3.31)	第79期 (当事業年度) (2023.4.1～2024.3.31)
営 業 収 益 (うち受入手数料)	15,366 (13,891)	13,683 (12,117)	11,196 (9,587)	14,554 (12,775)
経 常 利 益	3,207	1,961	186	2,803
当 期 純 利 益	1,868	1,389	773	2,336
1株当たり当期純利益	29円05銭	21円73銭	12円01銭	36円15銭
総 資 産	71,912	64,511	61,564	74,033
純 資 産	39,709	39,071	39,024	42,827

(注) 1.「役員株式給付信託 (BBT)」および「従業員株式給付信託 (J-ESOP)」に信託されている当社株式は、1株当たり当期純利益の計算上控除する自己株式数に含めております。

2.「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第77期の期首から適用しており、営業収益および受入手数料については、収益認識会計基準等を適用した後の額となっております。

⑤ 対処すべき課題

当社は、「経営ビジョン」の達成を目指し、2022年4月に第六次中期経営計画（2022年度～2024年度）をスタートしました。

第六次中期経営計画の2年目である2023年度の実績は以下の通りです。

（第六次中期経営計画の計数目標および実績）

項 目	①ROE	②ストック収入による販管費カバー率※
計 数 目 標	5.0% (計画期間の各年度)	33%以上 (2024年度)
実 績	5.7%	33.3%

※ストック収入による販管費カバー率：投資信託の代行手数料とファンドラップ手数料の合計を販売費・一般管理費で除した比率であり、費用を安定収益でどれだけカバーできているかの割合を示します。

- ① ROEについては、堅調な国内外市況を背景に、主に株式委託手数料や投資信託の募集手数料が増加したことから、5.0%の目標に対し、5.7%の実績となりました。
- ② 販管費カバー率については、賞与などの人件費の増加により販売費・一般管理費が増加した一方、投資信託とファンドラップの残高増加に伴い、投資信託の代行手数料が22億33百万円（前期比117.0%）、ファンドラップ手数料は17億98百万円（同 121.6%）となったことから、33%以上（2024年度）の目標に対し、33.3%の実績となりました。

(経営ビジョン)

指針となる経営ビジョンが掲げる4つのビジョンにかかる成果と課題

金融サービスを通じて価値を創造し、お客さまと地域社会の豊かな未来の実現に貢献する

1. お客さまの資産形成をサポートしライフプランの実現に貢献する

(成果)

- お客さまの多様なニーズに応えるため、ファンドラップや投資信託、日米優良株式等を中心にポートフォリオ営業を推進した結果、当事業年度末時点の当社預り資産は1兆4,000億円超となるなど、順調に増加しております。
- 2022年4月1日よりファンドラップの新たなサービスとして開始した資産承継特約「相続時受取人指定サービス」は、お客さまの資産運用へのニーズと、将来の資産承継を円滑・円満に行いたいとのニーズ双方を満たすことが可能となることから、サービス利用者は引き続き増加しております。

(課題)

- 「お客さま本位の業務運営」を高度化させ、お客さまのライフプランに応じた最適な金融サービスの提供と、そのための人材育成・体制整備を行います。
- 次世代層のお客さまとの関係強化や新規口座の獲得に努めます。

2. 地域社会の発展に貢献する

(成果)

- 社会貢献活動の一環である未来サポート制度で、子供たちの生活を支援する団体への寄付を実施しました。また、スポーツ・文化・地域の発展を支援するため、各種スポンサー・協賛を実施しました。
- 金融教育については、茨城県内の小学校、中学校へ出前授業の実施、水戸市内の中学生を対象にした水戸支店内での職場体験、水戸市市民講座の開催等、計28回（15団体、835名）実施しました。

(課題)

- SDGsへの取組みを継続するとともに、地域社会と当社の共通価値の創造の観点から地域貢献活動を継続してまいります。

3. 社員が誇りを持って働き自己実現できる

(成果)

- 「健康経営優良法人2024（大規模法人部門）」に4年連続で認定されたことに加え、管理職のメンタルヘルス・マネジメント検定資格取得を推進し（当事業年度末時点の資格取得率92.8%）、働きやすい環境の整備に取組みました。
- 当社が独自に認定した社員の上級資格（CFP、証券アナリスト2次等）の取得者数は、当事業年度末時点で64名と、経営ビジョンを掲げた2015年以降で最大となりました。

(課題)

- 働き方の選択肢を拡大するなど、多様な人材が働きやすい環境の整備に努めます。
- 当社の持続的成長に向けた高スキル人材の育成のために、人材育成計画による計画的な能力開発や、社員自らが行う資格取得の支援を行います。

4. ビジネス構造の変革に挑戦し続ける

(成果)

- 「資本コストと株価を意識した経営の実現に向けた対応について」への取組みを開示し、推進するとともに、社内の浸透を図りました。
- デジタル活用によるお客さまの利便性向上と当社の生産性向上等に取り組むため、タブレット端末と社内システムの連携を強化しました。また、当社の業務効率化のため、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）の作業範囲を拡大しました。

(課題)

- コーポレート・ガバナンスの強化やサステナビリティを考慮した経営を行うなど、当社の企業価値向上に向けた取組みを継続します。
- 対面でのサービスに加え、カスタマーセンターやインターネットを活用したサービスの提供によるお客さまの利便性と満足度の向上に努めます。

<ご参考：第六次中期経営計画>

当社は2004年度から3年ごとに中期経営計画を策定し、お客さまの満足度向上と、安定的な収益基盤の拡大に取り組んでまいりました。2022年度からスタートした第六次中期経営計画は、第五次中期経営計画における課題を克服し、経営ビジョンを達成することを主要な目標としております。

【第六次中期経営計画】

- 計画期間
2022年度～2024年度（2022年4月～2025年3月）
- 目標とする経営指標
 - ROE 5 %以上（計画期間の各年度）
 - 販管費カバー率 33 %以上（2024年度）
- 主要施策
 - ・お客さまのライフプラン実現に資する金融サービスを提供する体制の整備
 - ・安定収益基盤構築の一層の推進
 - ・地域社会との共生への取り組み
 - ・社員の能力開発およびその支援
 - ・企業価値向上および持続的成長に向けた経営資源の最適配分

⑥ 主要な事業内容

(1) 株式業務

株式業務は、株式について、流通市場における委託売買業務、自己売買業務および発行市場における引受け・売出し業務、募集・売出しの取扱業務から成り立っております。

その主な内容は、次のとおりであります。

イ. 委託売買業務

金融商品取引所において、お客さまの注文に従って売買を執行する業務

ロ. 自己売買業務

当社が自己の計算において売買を行う業務

ハ. 引受け・売出し業務

株式の募集または売出しにつき、売れ残りを引き取る条件でお客さまに販売する業務

ニ. 募集・売出しの取扱業務

株式の募集または売出しにつき、お客さまに販売する業務

(2) 債券業務

債券業務は、国、地方公共団体、企業等の発行する債券について、流通市場における委託売買業務、自己売買業務および発行市場における引受け業務、募集の取扱業務、私募の取扱業務から成り立っております。

(3) 投資信託業務

投資信託業務は、投資信託受益証券および外国投資信託受益証券の募集の取扱業務ならびに売買業務から成り立っております。

(4) 投資運用業務

投資運用業務は、お客さまとの投資一任契約に基づき、金銭その他の財産の運用とその指図を行う業務から成り立っております。

(5) その他の業務

その他の業務は、証券先物取引業務、投資助言業務、有価証券貸借取引業務等から成り立っております。

⑦ 営業所の状況

所在地別内訳

本 店 東京都文京区小石川一丁目1番1号

支 店 東 京 都 東京

茨 城 県 水戸・日立・土浦・
つくば・石岡・取手・
下館・かしま・守谷・
カスタマーセンター

埼 玉 県 川口・川越・草加・熊谷・
東松山

千 葉 県 千葉・柏・館山・佐原

神奈川県 秦野・横浜

栃 木 県 小山・足利

群 馬 県 高崎

福 島 県 いわき

⑧ 使用人の状況

区 分	使用人数	前期末比 増減	平均年齢	平均勤続 年数
男性	530 名	−20 名	44.9 歳	19.4 年
女性	207	+10	40.8	16.2
合計または 平均	737	−10	43.7	18.5

(注) 使用人には出向社員 1 名、歩合外務員10名を含んでおります。

⑨ 借入先および借入額

(1) 短期借入金

借 入 先	借入金残高 百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,500
株 式 会 社 常 陽 銀 行	900
株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行	300
株 式 会 社 筑 波 銀 行	50
合 計	2,750

(2) 信用取引借入金

借 入 先	借入金残高 百万円
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	717

⑩ 取締役会による剰余金配当等の権限行使に関する方針

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第 1 項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定める事ができる旨を定款に規定しております。

当社の株主還元は、株主の皆さまにBESTをつくすという経営理念に基づき、配当については配当性向50%程度を基本に、継続性や純資産の状況その他の経営判断を考慮し、実施することを基本方針としております。また、自己株式の取得については、市場や業績等を総合的に勘案したうえで、機動的に実施することを方針としております。

当社は、2023年 1 月20日開催の取締役会において、これまでご支援を頂いた株主の皆さまに感謝の意を表するとともに、現在の純資産の状況等を踏まえ、第六次中期経営計画期間（計画期間2022年度から2024年度）の 3 期においては、1 株当たり年間配当金の下限を20円とすることを決定しております。

2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 普通株式 194,600,000株
- ② 発行済株式の総数 普通株式 70,689,033株
- ③ 当事業年度末の株主数 14,504名（前期比789名増）
- ④ 大株主の状況

上位10名の株主の状況（2024年3月31日現在）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,589	10.12
株式会社野村総合研究所	5,560	8.54
小林協栄株式会社	3,276	5.03
株式会社常陽銀行	2,774	4.26
株式会社みずほ銀行	2,000	3.07
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,774	2.72
SINFONETTA MASTER FUND	1,282	1.97
第一生命保険株式会社	1,200	1.84
株式会社武蔵野銀行	1,167	1.79
小林克徳	914	1.40

（注）持株比率は、自己株式（「役員株式給付信託（BBT）」および「従業員株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産分490,000株を除く5,568,282株）を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式数	交付された者の人数
取締役（社外取締役、および監査等委員である取締役を除く。）	当社普通株式 0株	0名

3. 会社役員に関する事項

① 会社役員に関する事項（2024年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	小 林 克 徳		
取締役副社長 (代表取締役)	魚 津 亨	法人営業部、地域法人部、経営企画部、コンプライアンス部、審査部、業務指導部管掌	
常務取締役	阿 部 進	人事部、人材育成部、投資情報部、商品部、投資顧問部管掌	
常務取締役	須 田 恭 通	営業第一ブロック、営業第二ブロック、ウェルスマネジメント部、営業企画部、カスタマーセンター、引受部管掌	
取 締 役	大 槻 剛	リスク管理部、システム統括部、事務管理部、財務部、総務部、監査部管掌	静岡東海証券株式会社 社外監査役
取 締 役	瀬 川 章		NRS株式会社 取締役（非常勤）
取 締 役 (監査等委員)	小 祝 寿 彦		
取 締 役 (監査等委員)	井 口 英 樹		
取 締 役 (監査等委員)	大 野 了 一		虎ノ門南法律事務所 (現LM虎ノ門南法律事務所) パートナー弁護士
取 締 役 (監査等委員)	大 西 美世恵		会田税務会計事務所 所長

(注) 1. 当社は、2022年6月24日開催の第77回定時株主総会決議に基づき同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。

2. 取締役 瀬川章氏、小祝寿彦氏、大野了一氏、大西美世恵氏は社外取締役であります。

3. 当社は、取締役 瀬川章氏、小祝寿彦氏、大野了一氏、大西美世恵氏を、株式会社東京証券取引所が定める独立役員に指名しております。

4. 監査等委員 井口英樹氏は当社経理・財務部門での業務経験を有しており、また大西美世恵氏は税理士であることから、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 監査等委員 井口英樹氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が、重要な会議等への出席や、内部監査部門との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。

② 責任限定契約に関する事項

当社は、取締役 瀬川章氏、小祝寿彦氏、井口英樹氏、大野了一氏、大西美世恵氏との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任について、法令が規定する額を上限とする責任限定契約を締結しております。

③ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は当社の取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなります。ただし、被保険者の犯罪行為等に起因する損害等は補償対象外とすることにより、役員の職務の執行の適正性が損なわれないような措置を講じております。保険料は全額当社が負担しております。なお、当該保険契約の期間は2023年9月27日から1年間であります。

④ 取締役の報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の種類別の総額			合 計
		基本報酬	賞与	株式報酬	
取締役（社外取締役を除く。）	名	百万円	百万円	百万円	百万円
（監査等委員である取締役を除く。）	5	151	64	13	229
社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）	2	22	—	—	22
監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）	1	16	—	—	16
監査等委員である社外取締役	2	14	—	—	14
合 計	10	205	64	13	283

- (注) 1. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬に関する株主総会の決議日は2022年6月24日であり、その内容は年額400百万円以内（うち社外取締役分は年額60百万円以内）であります。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名であります。また、株式報酬等の額に関する株主総会の決議日は2022年6月24日であり、その内容は3事業年度で80百万円以内であります。当該株主総会終結時点の取締役の員数（社外取締役を除く。監査等委員である取締役を除く。）は5名であります。監査等委員である取締役に関する株主総会の決議日は2022年6月24日であり、その内容は年額80百万円以内であります。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。
2. 上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、賞与として支給する予定の額64百万円および役員株式給付引当金繰入13百万円を含んでおります。
3. 当社の業績連動報酬には、賞与および株式報酬があります。賞与は「経常利益」および「税引前当期純利益」を指標としており、これらの金額の間の額に一定率を乗じた額としております。これらの指標を採用している理由は、賞与は単年度の利益に対する報奨と考えられているためであります。株式報酬はROEおよび販管費カバー率（投資信託の代行手数料およびファンドラップ手数料の合計額を販売費・一般管理費で除した値）を指標としております。それぞれの指標毎に計数目標を掲げ、目標を達成した場合は、役職毎にあらかじめ定められたポイント（＝株）が給付される仕組みであります。これらの指標を採用している理由は、ROEは株主に報いるための重要な指標であること、販管費カバー率は、当社の重要な課題である経営の安定化に資する指標であることであります。なお、賞与にかかる指標の実績は、経常利益が28億3百万円、税引前当期純利益は34億32百万円でありました。株式報酬にかかる指標の実績は、ROEが5.7%、販管費カバー率が33.3%でありました。
4. 取締役の個人別の報酬等に関しては、指名・報酬委員会において事前審議しており、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(1) 決定の方法

当社は取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬の決定にあたっては、株主総会で承認された金額の範囲内で、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等に関する基本方針」に基づき事前審議した指名・報酬委員会の答申を受け、取締役会の決議により決定しております。

(2) 方針の内容の概要

当社の「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等に関する基本方針」は指名・報酬委員会の答申を受けて、取締役会の決議により決定しております。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、透明性・客観性が高く、役割・責任・成果に応じたものであり、業績と連動し、中長期的な企業価値の向上に資するものであることとしております。その内容は「基本報酬」、「賞与」および「株式報酬」で構成され、報酬の主体となる「基本報酬」は役位に基づく基準の範囲で役割や経験年数等を考慮したものであること、「賞与」は「経常利益」、「税引前当期純利益」などの単年度の業績に連動するものであること、「株式報酬」は中長期的な経営指標等の達成度合いに連動するものであることとしております。

⑥ 監査等委員である取締役の報酬算定方針

監査等委員である取締役の報酬は、株主総会において承認された総額の範囲内において、各監査等委員の協議により監査等委員会において決定しております。報酬の構成は基本報酬のみであります。

4. 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職その他の状況

氏 名	重要な兼職その他の状況
瀬川 章 (社外取締役)	NRS株式会社 取締役 (非常勤)
大野 了一 (監査等委員である社外取締役)	虎ノ門南法律事務所 (現LM虎ノ門南法律事務所) パートナー弁護士
大西 美世恵 (監査等委員である社外取締役)	会田税務会計事務所 所長

- (注) 1. NRS株式会社と当社は一切関係がありません。
2. 虎ノ門南法律事務所 (現LM虎ノ門南法律事務所) は、当社が法律上の助言等に関する顧問契約を締結している弁護士の所属する法律事務所であります。
3. 会田税務会計事務所と当社は一切関係がありません。

② 社外役員の主な活動状況

	氏 名	主な活動状況
取 締 役	瀬 川 章	当事業年度開催の取締役会18回の全てに出席し、サービス業の元経営者として総合的な見地から発言を行っております。また、指名・報酬委員会において、独立した客観的立場から発言を行っております。
取 締 役	小 祝 寿 彦	当事業年度開催の取締役会18回の全てに出席し、証券業の元経営者として総合的な見地から発言を行っております。また、指名・報酬委員会において、独立した客観的立場から発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	大 野 了 一	当事業年度開催の取締役会18回の全てに、また、監査等委員会14回の全てにそれぞれ出席し、主に弁護士としての経験から、議案審議等に必要の発言を行っております。また、指名・報酬委員会において、独立した客観的立場から発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	大 西 美世恵	当事業年度開催の取締役会18回の全てに、また、監査等委員会14回の全てにそれぞれ出席し、主に税理士としての経験から、議案審議等に必要の発言を行っております。また、指名・報酬委員会において、独立した客観的立場から発言を行っております。

③ 社外役員に対する報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額等	4 名	36 百万円

(注) 社外役員の報酬の構成は基本報酬のみであります。

5. 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

35百万円

(2) 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

38百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を含めて記載しております。

2. (2) の金額は非監査業務の対価を含めて記載しております。

③ 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、会計監査人から前事業年度の業務実績ならびに当事業年度の監査計画の概要および監査報酬等の見積りの算定根拠等について説明を受け、社内関係部署から同業他社の会計監査人の報酬等の資料を入手し、当該監査計画の内容および報酬等の見積りの妥当性を検証した結果、当該監査計画は相当であり、報酬等の額は妥当との結論に至り同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務であります。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、以下に掲げる事項に該当する場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

① 会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合

② 会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等を評価し、それらの観点から監査を適切に遂行することが困難であると判断した場合

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。



計算書類

貸借対照表 2024年3月31日現在

(単位：百万円)

資産の部	
科 目	金 額
(資産の部)	
流 動 資 産	54,446
現 金 ・ 預 金	28,011
預 託 金	14,433
ト レ ー デ ィ ン グ 商 品	1,827
商 品 有 価 証 券 等	1,825
デ リ バ テ ィ ブ 取 引	1
約 定 見 返 勘 定	6
信 用 取 引 資 産	7,020
信 用 取 引 貸 付 金	6,862
信 用 取 引 借 証 券 担 保 金	157
立 替 金	0
募 集 等 払 込 金	1,692
短 期 差 入 保 証 金	651
短 期 貸 付 金	18
前 払 費 用	143
未 収 入 金	0
未 収 収 益	640
固 定 資 産	19,586
有 形 固 定 資 産	3,742
建 物	1,824
器 具 備	329
土 地	1,535
リ ー ス 資 産	14
そ の 他	37
無 形 固 定 資 産	187
電 話 加 入 権	46
ソ フ ト ウ ェ ア	141
投 資 そ の 他 の 資 産	15,656
投 資 有 価 証 券	14,950
出 資 金	5
従業員に対する長期貸付金	6
長 期 差 入 保 証 金	678
そ の 他	33
貸 倒 引 当 金	△17
資 産 合 計	74,033

負債・純資産の部	
科 目	金 額
(負債の部)	
流 動 負 債	25,861
信 用 取 引 負 債	1,013
信 用 取 引 借 入 金	717
信 用 取 引 貸 証 券 受 入 金	296
有 価 証 券 担 保 借 入 金	856
有 価 証 券 貸 借 取 引 受 入 金	856
預 受 入 り 保 証 金	17,758
短 期 借 入 金	417
リ ー ス 債 務 金	2,750
未 払 払 費 金	7
未 払 法 人 税 等	581
賞 与 引 当 金	497
従業員株式給付引当金	1,243
役員株式給付引当金	659
資 産 除 去 債 務 金	23
そ の 他 の 流 動 負 債	7
固 定 負 債	39
一 般 債 務 金	5
繰 延 税 金 負 債	5,249
退 職 給 付 引 当 金	9
従業員株式給付引当金	2,493
役員株式給付引当金	1,937
資 産 除 去 債 務 金	373
そ の 他 の 固 定 負 債	21
特別法上の準備金	305
金融商品取引責任準備金	107
負 債 合 計	94
(純資産の部)	94
株 主 資 本	31,205
資 本 金	35,509
資 本 剰 余 金	12,272
資 本 準 備 金	6,264
そ の 他 資 本 剰 余 金	4,294
利 益 剰 余 金	1,969
そ の 他 利 益 剰 余 金	18,413
別 途 積 立 金	18,413
繰 越 利 益 剰 余 金	7,247
自 己 株 式	11,166
評価・換算差額等	△1,441
その他有価証券評価差額金	7,317
純 資 産 合 計	7,317
負 債 ・ 純 資 産 合 計	42,827
	74,033

損益計算書 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日

(単位：百万円)

科 目													金 額	
営 業 収 益 受 入 手 数 料 委 託 手 数 料 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料 そ の 他 の 受 入 手 数 料 ト 金 そ の 融 収 益 信 用 取 債 引 券 収 利 益 受 取 益 分 配 子 金 息 益 有 価 証 取 券 貸 借 金 取 引 収 益 そ の 他 の 営 業 収 益 金 信 用 取 引 費 用 息 用 支 有 価 証 他 券 貸 借 金 取 引 融 費 用 そ の 他 の 融 費 用													14,554	
													12,775	
													5,704	
													31	
													2,969	
													4,070	
														1,470
														282
													105	
													12	
													1	
													143	
													18	
													0	
														25
													51	
												12		
												39		
												0		
												0		
純 営 業 収 益														14,502
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費														12,111
営 業 利 益														2,391
営 業 外 収 益														426
受 取 配 当 金													247	
営 業 外 費 用													179	
雑 損 失													14	
経 常 利 益														2,803
特 別 利 益														635
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 戻 入													6	
特 投 資 有 価 証 券 売 却 益													628	
減 別 損 失													6	
税 引 前 当 期 純 利 益														3,432
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税													1,183	
法 人 税 等 調 整 額													△86	1,096
当 期 純 利 益														2,336



監査報告書

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月7日

水戸証券株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 平 木 達 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 畑 中 建 二

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、水戸証券株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第79期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年5月7日

水戸証券株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 井 口 英 樹 ㊞

監 査 等 委 員 大 野 了 一 ㊞

監 査 等 委 員 大 西 美 世 恵 ㊞

（注）監査等委員大野了一、大西美世恵は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

トピックス

未来サポート制度

「未来サポート制度」は、社会貢献の一環として、子どもの未来を支援する活動や地域振興、社会貢献等の活動に対し、当社が支援する制度です。

＜2023年度寄付実施状況＞

- 茨城県水戸市「サッカーグラウンド整備を核としたスポーツ振興プロジェクト」様
- 茨城県つくば市「つくばスマートシティ社会実装トライアル支援事業」様
2020年度に続き2回目の寄付
- 水戸室内管弦楽団 様
- 日本証券業協会設立「株主優待SDGs基金」様
- NPO法人「フードバンク茨城」様
2021年度より「子ども応援プロジェクト」事業を継続支援
今回で6回目の寄付
- NPO法人 市民支援センターともべ 様



つくば市への寄付贈呈式

2016年より継続的に応援しています！

- 水戸黄門漫遊マラソンへの協賛と給水ボランティアとして運営協力
- 「全国こども陶芸展inかさま」への協賛



「健康経営優良法人2024 (大規模法人部門)」 に認定されました

社員の健康保持・増進に積極的に取り組んだ結果、経済産業省が創設した「健康経営優良法人2024 (大規模法人部門)」に4年連続で認定されました。



金融リテラシーの向上に向けて

●金融教育の実施 <2023年度実績 13校・2団体、授業数：28回、835名参加>

出前授業実施校

- ・関西学院大学商学部
- ・明治大学商学部

【茨城県】

- ・城里町立桂中学校 1年生
- ・茨城町「夏休み子ども教室」
- ・常総市立菅原小学校 5・6年生
- ・八千代町立西豊田小学校 6年生
- ・結城市立上山川小学校 6年生
- ・古河市立下辺見小学校 6年生
- ・八千代町立八千代第一中学校 1年生
- ・常総市立水海道中学校 1・2年生
- ・古河市立三和北中学校 1年生



職場体験実施校

【茨城県】

- ・水戸市立第一中学校 3年生
- ・茨城大学教育学部附属中学校 2年生
- ・茨城県立水戸第一高等学校附属中学校 3年生

市民講座

水戸市が主催する市民講座「水戸キャンパス100」において金融教育講座を開催しています。

営業店の活動 ～地域とともに～

日立支店

長年の消防活動への貢献に対し、日立市長より感謝状を拝受しました。



消防出初式にて感謝状を拝受

石岡支店

地域の活性化を目的とした「若手社会人交流会」に携わりました。



「若手社会人交流会」の様子

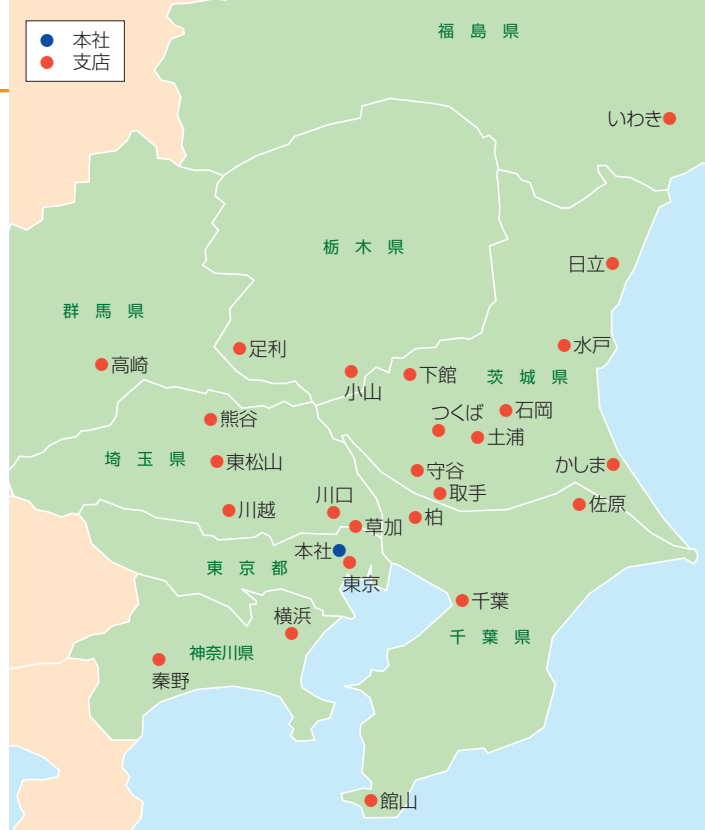
全店で

「新春経済講演会」を開催



元衆議院議員の杉村太蔵氏をはじめとする特別講師を迎え、盛大に開催いたしました。

本社	東京都文京区小石川1-1-1	(03) 6739-0310
東京支店	東京都千代田区内幸町1-3-1	(03) 3501-0310
水戸支店	茨城県水戸市南町2-6-10	(029) 233-0310
日立支店	茨城県日立市神峰町1-10-5	(0294) 40-0310
土浦支店	茨城県土浦市大和町9-2	(029) 824-0310
つくば支店	茨城県つくば市研究学園5-1-6	(029) 856-0310
取手支店	茨城県取手市新町1-8-38	(0297) 73-0310
石岡支店	茨城県石岡市国府1-2-26	(0299) 24-0310
下館支店	茨城県筑西市丙209-1	(0296) 50-0310
かしま支店	茨城県鹿嶋市宮中2-5-14	(0299) 70-0310
守谷支店	茨城県守谷市中央1-23-1	(0297) 21-0310
小山支店	栃木県小山市中央町2-1-15	(0285) 24-0310
足利支店	栃木県足利市田中町911-1	(0284) 72-0310
高崎支店	群馬県高崎市栄町14-5	(027) 325-0310
川口支店	埼玉県川口市栄町3-8-17	(048) 255-0310
川越支店	埼玉県川越市脇田本町23-1	(049) 244-0310
草加支店	埼玉県草加市高砂2-19-20	(048) 928-0310
熊谷支店	埼玉県熊谷市筑波3-193	(048) 500-0310
東松山支店	埼玉県東松山市六反町8-3	(0493) 40-0310
千葉支店	千葉市中央区富士見2-22-2	(043) 227-0310
柏支店	千葉県柏市旭町1-2-1	(04) 7145-0310
館山支店	千葉県館山市北条2207	(0470) 20-0310
佐原支店	千葉県香取市佐原イ178	(0478) 55-0310
秦野支店	神奈川県秦野市寿町1-5	(0463) 83-0310
横浜支店	横浜市神奈川区鶴屋町3-31-5	(045) 313-0310
いわき支店	福島県いわき市平字南町22	(0246) 25-0310
カスタマーセンター	(0120) 310-273	
水戸ネット	https://www.mito.co.jp/service/type/internet/	



水戸証券の理念をあらわすシンボルマーク

水戸証券の英文頭文字Mをかたどる、2つの三角形と四角形は、お客さま、株主さま、社員をあらわすとともに、それら三者にBESTをつくる企業としての意思と願望を象徴しています。

また、2つの三角形は時代を先取りする鋭敏な感性と変化に挑戦し続ける革新性を、四角形は継承すべき堅実、誠実の精神を表現しています。

コーポレートカラーであるMITOブルーは確かな情報力、創造力、知性を、MITOレッドは親しみ、人と人の心の通い合いを大切にすると人間性、そして企業と人の積極的な行動力や活力を表現しています。

事業年度	毎年4月1日から翌年3月末日まで
剰余金の配当基準日	期末配当金 毎年3月末日 中間配当金 毎年9月末日
定時株主総会	毎年6月
公告方法	電子公告（当社ホームページに掲載いたします。） https://www.mito.co.jp/corporate/ir/e-koukoku/ やむを得ない事由により電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。
株主名簿管理人	みずほ信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
特別口座管理機関	みずほ信託銀行株式会社

株式に関するお手続きについて（お問い合わせ先）

	証券会社等で株式を保有されている場合	証券会社等で株式を保有されていない場合（特別口座の場合）
住所変更、株式配当金受取り方法の変更などのお問い合わせ	お取引の証券会社等になります。	当社の特別口座の口座管理機関 みずほ信託銀行へお問い合わせ願います。 〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 ホームページ： https://www.mizuho-tb.co.jp/daikou/index.html フリーダイヤル 0120-288-324
未払配当金、その他当社株式関係書類についてのお問い合わせ	右記みずほ信託銀行までお問い合わせ願います。	
ご注意		特別口座では、単元未満株式の買取・買増以外の株式売買はできません。 株式の売買にあたっては、証券会社等に口座を開設し、株式の口座振替手続を行っていただく必要があります。



配当金の受取について

「株式数比例配分方式」「登録配当金受領口座方式」「個別銘柄指定方式」のお受け取り方法を指定することができます。いずれの方式も指定されない場合は、株主さまのお届出住所に配当金領収証が送付され、配当金支払事務を行う金融機関で配当金をお受け取りになることになります。
※NISA口座において配当金を非課税で受け取られる場合、株式数比例配分方式をお選びください。

株主総会会場ご案内図

会 場

当社水戸支店 7階会議室

茨城県水戸市南町二丁目6番10号



最 寄 駅

JR水戸駅下車北口より徒歩約15分

〈路線バス〉

北口（4～7番のりば）から約5分

「南町二丁目」下車 徒歩2分

○駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



環境に配慮したFSC®認証紙と植物油インキを使用しています。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

第79回定時株主総会その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

業務の適正を確保するための体制及び
当該体制の整備に関する事項
株主資本等変動計算書
個 別 注 記 表
(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

水戸証券株式会社

業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

① 決議の内容

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その内容は次のとおりであります。

【内部統制システムの整備に関する基本方針】

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制システム」という。）の整備に関する基本方針について以下のとおり定めるとともに、内部統制システムの改善・充実に不断の努力を重ねるものとする。

【取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制】

- ① 取締役会は、法令・定款に基づき「取締役会規程」を制定し、取締役会付議・報告事項等を定め、当該規程に則り会社の業務を決定するとともに取締役の業務執行を監視・監督する。また、当社は「社外取締役の独立性判断基準」を定め、当該基準に基づき社外取締役の候補者を選出する。社外取締役においては、会社経営等の専門家としての外部視点から、業務執行の監督・助言を行うことにより、業務執行の透明性と効率性の向上に資するものとする。
- ② 当社は、「経営理念」、「倫理規程」、「行動規範」、「コンプライアンス方針」を制定し、法令および社会規範の遵守に努めるとともに、内部統制委員会およびコンプライアンス委員会を設置し、内部統制とコンプライアンス体制の強化・充実に努め、その活動内容は定期的に取り締役会および監査等委員会に報告する。
- ③ 監査等委員会は、「監査等委員会規程」、「監査等委員会監査等基準」および「内部統制システムに係る監査基準」に則り、取締役会および代表取締役等が適正な意思決定過程その他の適切な手続きを経て内部統制システムの構築・運用を行っているか否かについて、監視し検証する。
- ④ 当社は、金融商品取引法その他の法令諸規則等の遵守状況を管理し、内部管理体制の強化を図るために、日本証券業協会規則に基づき、内部管理を担当する取締役を内部管理統括責任者に選任する。また、執行役員および使用人は社内規則に則り、職制を通じて適正な業務の遂行に努め、規則違反等があった場合は「就業規則」に基づく適正な懲戒処分を実施する。
- ⑤ 当社は、法令・諸規則上疑義のある役職員の行為等について役職員が直接情報提供を行う手段として、内部通報制度（証券ヘルプライン）を設ける。

- ⑥ 当社は、業務執行部門から独立した監査部が定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、代表取締役、取締役会および監査等委員会に適宜報告する。
- ⑦ 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引は一切行わず、毅然とした態度で対応する。また、当社を通じた取引がマネー・ローンダリングやテロ資金供与等に利用されることを未然に防止するための適切な業務運営を確保する。
- ⑧ 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定するとともに、金融商品取引法等に従い財務報告に係る内部統制を整備し、適正な運用に努めるとともに、それを評価するための体制を確保する。
- ⑨ 当社は、「関連当事者取引規則」を制定し、当社と取締役が取引する場合、当該取引について取締役会が監督し、利益相反が生じることを防止する。

【取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制】

取締役の職務の執行に係る情報については、法令・定款および取締役会規程、経営会議規程、諸会議・委員会規則、稟議決裁要領等の社内規則に基づき、適切に保存・管理する。

【損失の危険の管理に関する規程その他の体制】

- ① 「リスク管理規程」、「リスク算定基準」、「リスク算定要領」等の社内規則を定め、金融商品取引法に規定するリスクカテゴリー毎の責任部署ならびに当該リスク算定を検証・統括する部署（リスク管理部）を設置し、リスク管理の状況について代表取締役、取締役会および監査等委員会に定期的に報告する。
- ② 上記の他、オペレーショナルリスク、システムリスク、資金流動性リスク等の業務に付随するリスク管理については、各業務の主管部署がリスクの把握とその未然防止に努めるとともに、リスクを統合的に管理する部署（リスク管理部）がリスクの現状について分析し、代表取締役、取締役会および監査等委員会に定期的に報告する。
- ③ 当社は「情報セキュリティポリシー」、「サイバーセキュリティ基本方針」に基づき、所有する全ての情報資産をあらゆる脅威から適切に保護するとともに、お客さま情報については「個人情報保護規程」および「特定個人情報管理規程」を制定し、厳重に管理する。なお、万一インシデントが発生した場合は、迅速な対応を図り影響の極小化に努める。
- ④ 当社は、「危機管理規程」を制定し、災害等の緊急時における事業継続計画（BCP）を定め、重要な業務を中断させない、または中断しても短期間で再開されるよう対応する。

- ⑤ 内部監査部門（監査部）は、リスク管理の状況を定期的に監査し、その結果を代表取締役、取締役会および監査等委員会に報告する。

【取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制】

- ① 意思決定・業務執行監督機関である取締役会のもとに経営会議および内部統制委員会・コンプライアンス委員会等の会議体組織を設置し、具体的な業務執行および内部統制・コンプライアンスに関する決定や取締役会審議事項の先議を行うなど職務執行の効率化を図る。
- ② 執行役員制度を導入し、執行役員の業務執行に係る責任と権限を明確にしたうえで、取締役は業務執行の指揮・監督を行う。
- ③ 定款および社内諸規則に基づく意思決定および「業務分掌・職務権限規程」の定めに基づき、適正かつ効率的に職務の執行を行う。
- ④ 年度計画および中期計画に基づき、毎期の業務部門毎の予算を設定するとともに、管理会計システムによる月次・半期毎の実績集計とその結果報告を基にしたレビューによる改善・修正をもって業務の効率性を確保する。
- ⑤ 当社は、毎事業年度終了後に、取締役会の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示する。

【監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制】

- ① 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、代表取締役社長は監査等委員会との協議を行い、必要な使用人を配置する。
- ② 当該使用人の独立性を確保するために、当該使用人が専任の場合の指揮命令権は監査等委員会に帰属するものとし、当該使用人の異動・評価・処分については、監査等委員会の同意を必要とする。
- ③ 監査等委員会は、当該使用人に対し必要な調査、情報収集の権限を付与することにより監査等委員会の指示の実効性を確保する。

【監査等委員会への報告に関する体制】

- ① 取締役、執行役員および使用人は、会社の業務または財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、その事実を直ちに監査等委員会に報告しなければならない。

- ② 監査等委員会は、必要に応じて会計監査人、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および使用人に、業務執行状況について報告を求めることとする。
- ③ 当社は、社内規則に基づき、監査等委員会へ報告を行った取締役、執行役員および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止する。

【監査等委員の職務の執行において生ずる費用の前払または償還の手続きその他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項】

- ① 当社は、監査等委員会の通常監査の費用は、会社の事業計画および監査等委員会の監査計画に応じて毎年予算を計上することとする。
- ② 当社は、監査等委員が監査実施のために必要に応じて社外の専門家を利用したことにより生じた費用について、前払または償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認めた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

【その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制】

- ① 監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換するとともに、監査方針および監査計画ならびに監査実施状況および結果について適宜説明することとする。
- ② 監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行うこととする。

② 内部統制システムの運用状況の概要

当社は、内部統制システムの整備・運用状況の評価を各担当部門および監査部が定期的に実施し、業務改善を継続的に行うことで内部統制システムの充実を図っております。

【取締役、執行役員および使用人の職務執行における法令および定款への適合性確保に関する取組みの状況】

- ① 当社は、取締役会を毎月1回、その他必要に応じて開催し、「取締役会規程」に則り会社の業務または業績に重要な影響を与える事項を決定するほか、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督しております。また、社外取締役が取締役会等を通じて積極的に発言する機会を設けることで、管理監督機能を強化しております。

- ② 当社は、コンプライアンス委員会および内部統制委員会を毎月開催し、法令および社会規範の遵守ならびに内部統制の体制強化に努め、その状況を取締役会および監査等委員会に報告しております。
- ③ 監査等委員である取締役は、取締役会、経営会議等社内の重要な会議に出席し、取締役の職務執行の監査を実施しております。
- ④ 監査部は、本社各部ならびに営業部店の監査を実施し、内部統制の有効性をモニタリングするとともにコンプライアンス遵守体制の調査検証を行っております。また、監査実施後のフォローアップにより違反行為の再発防止に努めております。
- ⑤ 内部通報制度は、証券ヘルプラインを通じて行われ、通報については十分な調査、検討のうえ適切に処理しております。
- ⑥ 新規の口座開設の際は、日本証券業協会の反社情報照会システムを活用した反社会的勢力チェックを実施しております。また、新たに外部委託先と契約する際は、反社会的勢力排除条項の契約書への記載や覚書の締結を必須としているほか、外部専門機関との情報交換を継続的に行っております。
- ⑦ 当社は、当社を通じた取引がマネー・ローンダリングやテロ資金供与等に利用されることを未然に防止する為の態勢を確保し、適切な業務運営に努めております。

【取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する取組みの状況】

取締役会の資料および議事録は、法令・定款および各種規程に従い、適切に保存・管理しております。

【損失の危険の管理に関する取組みの状況】

- ① 当社は、リスク管理規程等を定め、同規程等に従ってリスク管理体制を構築しております。
- ② 当社は、財務部、商品部が算定した自己資本規制比率をリスク管理部が検証し、取締役会に報告しております。
- ③ 当社は、オペレーショナルリスク、システムリスク、資金流動性リスクを定期的に点検し、取締役会に報告しております。
- ④ 当社は、所有する全ての情報資産をサイバー攻撃等のあらゆる脅威から適切に保護するとともに、お客さま情報を厳重に管理しております。なお、万一インシデントが発生した場合には、迅速な対応を図り影響の極小化に努めております。

⑤ 当社は、事業継続計画に基づき、緊急事態の発生を想定した訓練を実施しております。

【取締役の職務執行の効率性確保に関する取組みの状況】

10名の取締役（社外取締役4名を含む）で構成される取締役会は計18回開催されました。また、より多くの時間を戦略的な議論にあてられるよう、議案の絞り込み、添付資料の削減など運営方法の見直しを図っております。

当社は、経営と業務執行に関する機能と責任を明確にするために執行役員を置き、意思決定の迅速化・効率化を図っております。

【監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する取組みの状況】

当社は、監査等委員会の職務補助のため、監査等委員会補助者として監査部より1名（兼務）を配置しております。なお、当該補助者が専任の場合における指揮命令権は、監査等委員会に帰属するものとし、その人事については、監査等委員会の同意を必要としております。

【監査等委員会への報告に関する取組みの状況】

当社の業務または財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事態については、直ちに取締役、執行役員および使用人が監査等委員会に対して直接または監査等委員を通じて報告しております。また、定期的に内部監査の実施状況およびその結果と改善状況の報告を受けるほか、適時重要会議体での審議状況等を確認しております。

【監査等委員である取締役の職務の執行において生ずる費用の前払または償還の手続きその他の監査費用等の処理に関する取組みの状況】

当事業年度の監査等委員会の通常監査の費用は、会社の事業計画や監査等委員会の監査計画に応じて予算計上され、処理されております。

【監査等委員会監査の実効性確保に関する取組みの状況】

監査等委員会は、3名の監査等委員である取締役（社外取締役2名を含む）で構成され、計14回開催されました。監査等委員である取締役は、取締役会、経営会議ならびにその他の重要な会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人等から必要な情報を得るほか、稟議書等を常時閲覧することにより、監査の実効性の向上を図っております。また、代表取締役およびその他の取締役、会計監査人との間で意見交換を実施しております。

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

株主資本等変動計算書 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日

(単位：百万円)

項 目					株主資本			
					資本金	資本剰余金		
						資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	当 期 変 動 額	剰 余 金 の 配 当	自 己 株 式 の 取 得	自 己 株 式 の 処 分	12,272	4,294	1,969	6,264
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	当 期 末 残 高				—	—	—	—
当 期 末 残 高					12,272	4,294	1,969	6,264

項 目					株主資本				
					利益剰余金			自己株式	株主資本合計
					その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	当 期 変 動 額	剰 余 金 の 配 当	自 己 株 式 の 取 得	自 己 株 式 の 処 分	7,247	10,783	18,031	△1,442	35,126
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						△1,953	△1,953		△1,953
						2,336	2,336		2,336
								△0	△0
								0	0
当 期 変 動 額 合 計	当 期 末 残 高				—	382	382	0	383
当 期 末 残 高					7,247	11,166	18,413	△1,441	35,509

項 目					評価・換算差額等		純資産合計
					その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	当 期 変 動 額	剰 余 金 の 配 当	自 己 株 式 の 取 得	自 己 株 式 の 処 分	3,897	3,897	39,024
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							△1,953
							2,336
							△0
							0
当 期 変 動 額 合 計	当 期 末 残 高				3,420	3,420	3,420
当 期 末 残 高					3,420	3,420	3,803
当 期 末 残 高					7,317	7,317	42,827

個 別 注 記 表

1. 当社の計算書類は「会社計算規則」（2006年2月7日法務省令第13号）及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（2007年8月6日内閣府令第52号）並びに「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（1974年11月14日付 日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。
2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

(1) トレーディング商品（売買目的有価証券）

①目的と範囲

自己の計算に基づき、時価の変動又は市場間の格差等を利用して利益を得ること及びそれらの取引により生じ得る損失を減少させることを目的としております。

その範囲は、有価証券、有価証券に準ずる商品、デリバティブ取引等であります。

②評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

(2) トレーディング商品に属さない有価証券等

その他有価証券

①市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は、全部純資産直入する方法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

②市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

③匿名組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	15～50年
器 具・ 備 品		5～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、ソフトウェアについては社内利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、当社所定の計算方法による支払見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（９年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

（４）従業員株式給付引当金

「従業員株式給付規程」に基づく従業員への当社株式及び金銭の給付に備えるため、当事業年度末における給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. 特別法上の準備金

金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の５の規定に定めるところにより算出した額を、金融商品取引責任準備金として計上しております。

5. 約定見返勘定の相殺表示

トレーディング商品に属する商品有価証券等の売却及び買付に係る約定代金相当額を取引約定日から受渡日までの間経理処理するため、トレーディング商品の見合勘定として約定見返勘定を計上しております。なお、借方残高と貸方残高を相殺し、相殺後の残高を流動資産又は流動負債に計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

（１）委託手数料

顧客からの株券等の売買注文を取引所に発注するサービスを提供しております。当該取引に係る委託手数料は、取引所で売買注文が執行された時点（以下、「約定日」という。）で履行義務が充足されることから、約定日（一時点）に収益を認識しております。なお、新規資金の導入等を目的として、受領した委託手数料の一部を返金するキャッシュバック・キャンペーンを実施することがありますが、返金は当該キャンペーンが実施された期の委託手数料から減額しております。

（２）引受け・売出し・特定投資家向け売り付け勧誘等の手数料

有価証券の発行者から顧客が第一次取得することを仲介するため、有価証券を引受ける業務を行っております。当該有価証券の引受契約証券に係る引受けの諸条件が決定し、引受ポジションとして市場リスクが計測できる要件が整った日（以下、「条件決定日」という。）に履行義務が充足されることから、条件決定日（一時点）に収益を認識しております。

(3) 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

新たに発行される有価証券や既に発行された有価証券を顧客が取得するための申込みの勧誘を行っております。有価証券の募集等については申込日又は売買形式によるものは売買成立日に履行義務が充足されることから、募集等申込日又は売買成立日である一時点に収益を認識しております。なお、新規資金の導入等を目的として、受領した募集手数料の一部を返金するキャッシュバック・キャンペーンを実施することがありますが、返金は当該キャンペーンが実施された期の募集手数料から減額しております。

(4) その他の受入手数料

その他の受入手数料は、主に投資信託の代行手数料やファンドラップに係る固定報酬と成功報酬から構成されております。投資信託の代行手数料は、投資信託委託会社との契約に基づき、募集・販売の取扱い等に関する代行業務を履行する義務を負っており、日々の純資産総額に対して一定の料率を乗じて計算することとされ、履行義務の充足は一定の期間であることから、一定の期間で収益を認識しております。ファンドラップについては、投資一任契約に基づき資産の管理・運用を行うサービスを提供しておりますが、固定的な管理費用として受領する固定報酬は、計算期間を四半期ごととして運用資産の時価評価額に一定の率を乗じて算出するものであり、履行義務の充足は一定の期間であることから、一定の期間で収益を認識しております。また、運用が成功した際に受領する成功報酬は履行義務の充足は運用が成功したことが確定した時点であることから、その時点（一時点）で収益を認識しております。なお、新規資金の導入や預り資産の拡大等を目的に収益の一部を返金するキャッシュバック・キャンペーンを実施することがありますが、返金は当該キャンペーンが実施された期の収益から減額しております。

[収益認識に関する注記]

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	委託手数料	引受け・売出し・ 特定投資家向け 売付け勧誘等の 手数料	募集・売出し・特 定投資家向け売 付け勧誘等の取 扱手数料	その他の受入 手数料	合計
一時点で認識される サービス	5,704	31	2,969	195	8,900
一定の期間にわたり 移転されるサービス	—	—	—	3,875	3,875
顧客との契約から生じる 収益	5,704	31	2,969	4,070	12,775
その他の収益	—	—	—	—	—
受入手数料	5,704	31	2,969	4,070	12,775

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】「6 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

該当事項はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

該当事項はありません。

[会計上の見積りに関する注記]

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりであります。

1. 有形固定資産の減損

(1) 計算書類に計上した金額

器具備品 6百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は第一種金融商品取引業者として関東を中心に25店舗で事業活動を行っております。営業部店では電源設備、デスク等の設備や、お客さまから株式等の注文を処理するために必要となるシステム機器、ネットワーク機器等の資産を保有しております。また、一部の店舗は自社店舗として、建物と土地を保有しております。

当社の資産グループは、各営業部店と遊休資産である各土地を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としております。各営業部店については損益が継続してマイナスとなるか、又はマイナスとなる見込みである場合や、自社店舗については建物と土地の時価が著しく下落した状態にある場合、組織変更により一部用途を変更する場合、該当営業部店について減損の兆候があると判定します。減損の兆候ありと判定された営業部店について、認識の判定を行い、割引前将来キャッシュ・フローが有形固定資産の帳簿価額を下回った営業部店について回収可能価額の算定を行ったところ、千葉支店の回収可能価額が帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、6百万円を減損損失として計上しました。その他の営業部店については、有形固定資産の帳簿価額が僅少であることから、減損損失は計上しておりません。

遊休資産である土地については、正味売却価額が帳簿価額を下回った土地の当該差額が僅少であることから、減損損失は計上しておりません。

なお、各営業店の損益は、主に株式市場の動向により大きく影響を受けることから、翌事業年度の株式市場が低迷した場合、減損損失が発生する可能性があります。

上記割引前将来キャッシュ・フローは、以下の仮定をおいて見積りを行っております。

- ・取締役会により承認された将来の経営計画を基礎とした各営業部店予算に、過去の予算に対する実績等を考慮し所定の調整を行ったものを単年度の割引前キャッシュ・フローとする。

- ・将来の経営計画は、重要な仮定として将来の株式市況の予測に基づく株式委託手数料の収入計画や、ファンドラップ残高・投資信託残高の純増額の見込み等を使用する。
- ・経済的残存使用年数は、主たる資産の耐用年数及び将来の使用計画を考慮し決定する。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 計算書類に計上した金額

繰延税金資産 一百万円

(繰延税金負債と相殺する前の繰延税金資産は453百万円)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（企業会計基準適用指針第26号）」に基づき、将来の合理的な見積可能期間以内の課税所得の見積額に基づいて回収が見込まれる将来減算一時差異に対する繰延税金資産を計上しております。

なお、当社の経営成績は、主に株式市場の動向により大きく影響を受けます。翌事業年度の株式市場が低迷すると予想され、将来の課税所得が将来減算一時差異を下回る状況となった場合、回収が見込まれない繰延税金資産の取崩しを行う可能性があります。

回収が見込まれる金額の算定において、以下の仮定をおいて見積りを行っております。

- ・取締役会により承認された将来の経営計画を基礎とし、過去の予算に対する達成率等を考慮し所定の調整を行ったものを、課税所得の見積額とする。
- ・将来の経営計画は、重要な仮定として将来の株式市況の予測に基づく株式委託手数料の収入計画や、ファンドラップ残高・投資信託残高の純増額の見込み等を使用する。
- ・当社の業績は株式市況等の動向により大きく変動する可能性があり、中長期的に課税所得を見積することは困難であるため、将来の合理的な見積可能期間は5年以内の一定の期間とする。

[追加情報]

役員株式給付信託（BBT）及び従業員株式給付信託（J-ESOP）について

1. 役員株式給付信託（BBT）

当社は、2016年6月24日開催の第71回定時株主総会の承認を受けて、取締役（社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」（以下、「本制度」という。）を導入しております。その後、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）の施行（2021年3月1日）に伴い、2021年6月24日開催の第76回定時株主総会の承認を受けて、本制度に基づく報酬枠を再設定しておりますが、実質的な報酬枠を第71回定時株主総会の決議と比較して増額するものではありません。また、2022年6月24日開催の第77回定時株主総会にて監査等委員会設置会社への移行が承認されたことに伴い、第76回定時株主総会の決議による本制度の報酬枠を廃止し、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く、以下同じ。）に対する本制度に係る報酬枠が承認されましたが、実質的な本制度に係る報酬枠の内容は第76回定時株主総会の決議と同一であります。

（1）本制度の目的及び概要

取締役の報酬と株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としたものであります。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して取締役会が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」という。）が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度であり、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時であります。

（2）信託に残存する自社の株式

当該信託が保有する株式は、信託における帳簿価額により貸借対照表の純資産の部に自己株式として表示しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度末74百万円、312千株であります。

2. 従業員株式給付信託 (J-ESOP)

当社は、2017年2月17日開催の取締役会において、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託」(以下、「本制度」という。)を導入することにつき決議いたしました。

(1) 本制度の目的及び概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みであります。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて給付される株式報酬制度であります。

本制度の導入により、当社従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

(2) 信託に残存する自社の株式

当該信託が保有する株式は、信託における帳簿価額により貸借対照表の純資産の部に自己株式として表示しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度末45百万円、177千株であります。

[貸借対照表に関する注記]

1. 担保に供している資産の明細

(単位：百万円)

担保権によって担保されている債務		担保に供している資産				
内容	対応債務残高	預金・預託金	建物	土地	投資有価証券	合計
信用取引借入金	717	400	—	—	327	727
金融機関借入金	2,450	—	976	1,272	8,772	11,021
計	3,167	400	976	1,272	9,100	11,749

(注) 上記のほか、信用取引借入金の担保として、信用取引受入保証金代用有価証券100百万円を差入れております。

2. 担保等として差し入れている有価証券	
信用取引貸証券	348 百万円
信用取引借入金の本担保証券	736
消費貸借契約により貸し付けた有価証券	2,825
差入証拠金等代用有価証券（顧客の直接預託に係るものを除く）	1,150
投資有価証券	1,150
長期差入保証金代用有価証券	51

（注）担保に供している資産に属するものは除いております。

3. 担保等として差し入れを受けた有価証券	
信用取引貸付金の本担保証券	6,875 百万円
信用取引借証券	157
受入保証金代用有価証券	8,347
信用取引受入保証金代用有価証券	8,347

4. 有形固定資産の減価償却累計額 4,812百万円

[損益計算書に関する注記]

該当事項はありません。

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当事業年度の末日における発行済株式の総数

普通株式	70,689,033株
------	-------------
2. 当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	6,058,282株
------	------------

（注）「役員株式給付信託（BBT）」及び「従業員株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E□）が所有する当社株式490,000株が含まれております。

3. 剰余金の配当に関する事項

当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,302	20.0	2023年3月31日	2023年6月28日
2023年10月30日 取締役会	普通株式	利益剰余金	651	10.0	2023年9月30日	2023年12月4日

- (注) 1 2023年6月27日定時株主総会決議による配当金の総額には、「役員株式給付信託 (BBT)」及び「従業員株式給付信託 (J-ESOP)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E□) が所有する当社株式に対する配当金9百万円が含まれております。
- 2 2023年10月30日取締役会決議による配当金の総額には、「役員株式給付信託 (BBT)」及び「従業員株式給付信託 (J-ESOP)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E□) が所有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	911	14.0	2024年3月31日	2024年6月26日

- (注) 配当金の総額には、「役員株式給付信託 (BBT)」及び「従業員株式給付信託 (J-ESOP)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E□) が所有する当社株式に対する配当金6百万円が含まれております。

4. 自己株式及び発行済株式に関する事項

自己株式の変動事由の概要

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	6,061,329	453	3,500	6,058,282

- (注) 1 当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式数には、「役員株式給付信託 (BBT)」及び「従業員株式給付信託 (J-ESOP)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E□) が所有する当社株式がそれぞれ、493,500株、490,000株含まれております。
- 2 (変動事由の概要)
- ① 増加数453株の内訳は、次のとおりであります。
- | | |
|-----------------|------|
| 単元未満株式の買取りによる増加 | 453株 |
|-----------------|------|
- ② 減少数3,500株の内訳は、次のとおりであります。
- | | |
|--------------------------------|--------|
| 従業員株式給付信託 (J-ESOP) における給付による減少 | 3,500株 |
|--------------------------------|--------|

[税効果会計に関する注記]

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(単位：百万円)
賞与引当金	201
退職給付費用	593
金融商品取引責任準備金	29
投資有価証券評価損	499
減損損失	58
資産除去債務	105
従業員株式給付引当金	141
その他	151
繰延税金資産小計	1,781
評価性引当額	△ 1,327
繰延税金資産合計	453
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 2,907
資産除去債務に対応する除去費用	△ 37
その他	△ 2
繰延税金負債合計	△ 2,947
繰延税金資産（負債）の純額	△ 2,493

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目別の内訳

	(単位：%)
法定実効税率	30.6
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 0.4
住民税均等割	0.7
評価性引当額の増減	0.1
その他	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.0

[退職給付に関する注記]

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は退職金制度として、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(単位：百万円)
退職給付債務の期首残高	2,169
勤務費用	107
利息費用	23
数理計算上の差異の発生額	26
退職給付の支払額	△ 336
退職給付債務の期末残高	1,991

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(単位：百万円)
非積立型制度の退職給付債務	1,991
未積立退職給付債務	1,991
未認識数理計算上の差異	△ 53
貸借対照表に計上された負債	1,937
退職給付引当金	1,937
貸借対照表に計上された負債	1,937

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(単位：百万円)
勤務費用	107
利息費用	23
数理計算上の差異の費用処理額	5
確定給付制度に係る退職給付費用	137

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	1.1%
予想昇給率	3.6～7.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、82百万円でありました。

[金融商品に関する注記]

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の主たる事業は、有価証券の売買、売買の取次ぎ、引受・売出し及び募集・売出しの取扱い等の業務を中核とする第一種金融商品取引業であります。

金融資産の主なものには現金・預金、預託金、トレーディング商品、投資有価証券、信用取引資産、募集等払込金があります。現金・預金は運転資金であります。余剰時には信用取引の自己融資に振り向けております。預託金は、金融商品取引法に基づく顧客分別金の信託額等であります。トレーディング商品は、収益確保のための純投資等であります。投資有価証券は、主に政策投資株式及び国債であり、経営会議又は取締役会において投資あるいは売却につき審議しております。信用取引資産については、お客さまの信用取引における買建金額及び売建金額の証券金融申込金額であります。募集等払込金は、募集の取扱いに係る証券投資信託の受益証券の払込金であります。

金融負債の主なものには借入金、預り金、信用取引負債、有価証券担保借入金、受入保証金があります。借入金については、資金需要に応じて増減させることを基本としておりますが、資金余剰時においても、緊急時の対応や金融機関との良好な関係を保つため、最低限の借入は維持しております。また借入実績のない金融機関に対しても借入枠を確保するよう努めております。預り金については、主にお客さまとの取引に伴い発生する一時的な口座残金であります。信用取引負債については、お客さまの売建金額及び証券金融会社から融資を受けている買建金額であります。証券金融会社から融資を受けている金額については、極力自己資金との差替え（自己融資）を実施し、支払利息の削減に努めております。有価証券担保借入金は、現金担保付債券貸借取引及び株券等貸借取引により受け入れている担保金であります。受入保証金については、お客さまの信用取引や先物取引に伴い受入れている担保金であります。

デリバティブ取引については、主に外国証券の販売に伴う為替予約取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

金融資産の主なものは現金・預金、預託金、トレーディング商品、投資有価証券、信用取引資産、募集等払込金があります。現金については、紛失・盗難リスクがありますが、お客さまとの決済を振込みに限定し、必要最小限の残高にとどめております。預金については、国内預金はペイオフへの対応として当座預金及び普通預金（決済性預金）のみとしております。外貨預金については、金融機関の信用リスク及び為替変動リスクがありますが、有価証券の決済及び外貨の負債に見合う金額のみの取引に限定しております。預託金は、その内容が顧客分別金信託であります。信用力の高い金融機関に信託しております。トレーディング商品は、主に国内の債券及び受益証券（外貨MMF）であり、為替変動リスク、金利変動リスク、信用リスク等がありますが、保有額を自社で設定した限度枠内にとどめることで管理しております。投資有価証券は、主に国内の上場・非上場の政策投資株式及び国債であり、価格変動リスク、信用リスク及び金利変動リスクがありますが、その運用について経営会議や取締役会において慎重に検討しております。信用取引資産については、お客さまに対する与信金額の貸倒れリスクがありますが、顧客管理に関する社内ルールで定めた委託保証金率に基づいて担保を受け入れ、日々、営業部店及び本社管理部門にて与信管理を行っております。募集等払込金については、お客さまの債務不履行によるリスクがありますが、非対面取引の場合には買付代金を全額前受けとし、また、全てのお客さまに対して買付意向を十分確認した上で受注を行っております。

金融負債の主なものには借入金、預り金、信用取引負債、有価証券担保借入金、受入保証金があります。借入金については、金利変動リスクがありますが、短期の借入とすることによりリスクを抑制しております。また、資金調達ができなくなる流動性リスクについては、借入枠の確保や自己融資から信用取引借入金へ振り向けることにより対応しております。預り金、信用取引負債及び受入保証金については、リスクはありません。有価証券担保借入金は、現金担保付債券貸借取引及び株券等貸借取引により受け入れている担保金であります。貸付けている資産の時価を上回るよう値洗いをを行っているため、リスクはありません。

デリバティブ取引については、主に外国証券の販売に伴う銀行との為替予約取引でお客さまの実需に対応するものであり、実質的な為替変動リスクを負うものではありません。

トレーディング商品及びデリバティブ取引については、リスク管理部において日々監視及び検証を行い、その結果を内部管理統括責任者等に報告しております。また、市場リスクの限度枠につい

ては、市場の変動や財務の健全性を勘案して市場リスクの検証を行いつつ、必要に応じ見直しを行っております。

(市場リスクに関する定量的分析)

当社は、市場リスクに関して定量的分析を行っておりません。

なお、金利変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は投資有価証券及び商品有価証券に分類される債券であります。その他の全てのリスク変数が一定の場合、2024年3月31日現在の金利が、10ベースポイント（0.1％）低ければ、その時価は9百万円増加し、10ベースポイント高ければ、9百万円減少するものと考えられます。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2（注1）（3）デリバティブ取引」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) トレーディング商品	1,827	1,827	—
商品有価証券等	1,825	1,825	—
デリバティブ取引	1	1	—
(2) 投資有価証券	13,825	13,825	—
その他有価証券	13,825	13,825	—
資産計	15,653	15,653	—

(※1) 「現金・預金」、「預託金」、「信用取引資産」、「募集等払込金」、「預り金」、「信用取引負債」、「有価証券担保借入金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	614

(※3) 貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については「投資有価証券」には含めておりません。当該出資の貸借対照表計上額は510百万円であります。

(注1) 有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 商品有価証券等 (売買目的有価証券)

種類	資産	負債
	事業年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)	事業年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
債券	2	－
受益証券	△10	－

(2) その他有価証券

① 貸借対照表計上額、取得原価及び差額

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	11,819	1,588	10,230
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
債券 (国債)	2,006	2,012	△5
合計	13,825	3,600	10,225

(3) デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	279	—	1	1
	合計	279	—	1	1

(注) 為替予約取引の時価の算定方法は、貸借対照表日の先物為替相場によっております。

② ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)
現金・預金	28,011	—	—
預託金	14,433	—	—
トレーディング商品			
国債	10	—	—
地方債	—	86	—
社債	42	126	48
投資有価証券			
その他有価証券のうち満期が あるもの(国債)	—	2,000	—
信用取引資産	7,020	—	—
募集等払込金	1,692	—	—
短期差入保証金	651	—	—
合計	51,861	2,212	48

(注3) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 (百万円)
信用取引借入金	717	—
有価証券貸借取引受入金	856	—
合計	1,573	—

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価	同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル2の時価	レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価	重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産				
トレーディング商品				
国債	10	—	—	10
地方債	—	85	—	85
社債	—	215	—	215
受益証券	—	1,514	—	1,514
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	11,819	—	—	11,819
国債	2,006	—	—	2,006
デリバティブ	—	1	—	1
資産計	13,835	1,817	—	15,653

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産

該当事項はありません。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(1) トレーディング商品

国債については、活発な市場における相場価格であることからレベル1の時価に分類しております。地方債、社債については、活発でない市場における相場価格であることからレベル2の時価に分類しております。受益証券については、投資信託委託会社が公表する基準価格であることからレベル2の時価に分類しております。

(2) 投資有価証券

株式については、主たる取引所の最終価格又は最終気配値を時価としておりレベル1の時価に分類しております。国債については、活発な市場における相場価格であることからレベル1の時価に分類しております。

(3) デリバティブ

為替予約取引については、先物為替相場を用いて算定しておりレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産のうちレベル3の時価に関する情報
該当事項はありません。

[資産除去債務に関する注記]

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社の営業店舗には、自社物件と賃借物件のものがあり、自社物件については解体工事のうち建設リサイクル法に係る支出部分、賃借物件については退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間は9年から50年と見積り、割引率は国債の利回りを基に0.2%から2.2%を採用しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	327百万円
見積りの変更による増加額	8百万円
時の経過による調整額	8百万円
期末残高	344百万円

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額	662円64銭
1株当たり当期純利益	36円15銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式会社日本カストディ銀行（信託E□）が保有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した自己株式の期末株式数に含まれる当該自己株式数は、490,000株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した自己株式の期中平均株式数に含まれる当該自己株式数は、492,320株であります。

[重要な後発事象に関する注記]

当社は、2024年4月26日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得及び会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却を決議いたしました。

1. 自己株式の取得

(1) 自己株式の取得を行う理由

総合的な株主還元及び資本効率の向上を図るため。

(2) 取得に係る事項の内容

- ① 取得する株式の種類 当社普通株式
- ② 取得する株式の数 1,000,000株（上限）
- ③ 株式取得価額の総額 533百万円（上限）
- ④ 自己株式取得の期間 2024年4月30日～2024年6月21日
- ⑤ 取得方法 信託方式による市場買付

2. 自己株式の消却

(1) 自己株式の消却を行う理由

自己株式の再放出に伴う株式の希薄化に対する株主の懸念を軽減するため。

(2) 自己株式の消却の内容

- | | |
|---------------|-----------------------------------|
| ① 消却する株式の種類 | 当社普通株式 |
| ② 消却する株式の総数 | 5,000,000株（消却前の発行済株式総数に対する割合7.1%） |
| ③ 消却予定日 | 2024年5月24日 |
| ④ 消却後の発行済株式総数 | 65,689,033株 |